

令和 2年度 事務事業評価表 (平成31年度 )

事務事業名	公平委員会費	担当所属	公平委員会事務局
		連絡先	22-8526

【事務事業基本情報】

分野	9 行政経営	事業期間	～ 永年
基本施策	3 持続可能な財政運営	会計種別	一般会計
推進施策	(6) 財政運営の透明性の確保	事業種別	自治事務
根拠法令要綱	地方自治法第202条の2第2項、地方公務員法第8条第2項		

【事業概要・指標】

事業概要	対象	企業職員、特別職等を除く職員
	意図	地方自治法及び地方公務員法に基づき、職員の勤務条件に関する措置の要求に対する審査又は判定、職員に対する不利益処分に関する審査請求に対する裁決又は決定、職員からの苦情相談の処理、職員団体の登録に関すること等、公平委員会の業務を行う。
	成果	職員の権利の確保、勤務条件の適正化。
	手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定例会の開催（毎月）</li> <li>・ 職員団体の登録申請の受理</li> <li>・ 職員の勤務条件に関する措置の要求に対する審査又は判定</li> <li>・ 職員に対する不利益処分に関する審査請求に対する裁決又は決定</li> <li>・ 職員からの苦情相談の処理</li> </ul>

【指標の推移】

	指標名	単位	H29年度実績	H30年度実績	H31年度実績	R 2年度見込
指標①	公平委員会の開催	目標値	回	12	12	12
		実績値	回	12	12	14
		目標達成度	%	100.00	100.00	116.67
指標②		目標値				
		実績値				-
		目標達成度	%			

指標の増減維持理由

【投入コスト・人員】

年度	単位	平成28年度 決算	平成29年度 決算	平成30年度 決算	平成31年度 決算	令和 2年度 予算
トータルコスト	千円	2,821	2,816	2,826	2,813	2,824
事業費	千円	1,722	1,711	1,724	1,724	1,735
特定財源	国庫支出金	千円	0	0	0	0
	県支出金	千円	0	0	0	0
	地方債	千円	0	0	0	0
	受益者負担	千円	0	0	0	0
	その他	千円	0	0	0	0
一般財源	千円	1,722	1,711	1,724	1,724	1,735
人件費合計	千円	1,099	1,105	1,102	1,089	1,089
正職員	千円	1,099	1,105	1,102	1,089	1,089
人員	人	0.150	0.150	0.150	0.150	0.150

【環境変化等】

開始時の周辺環境	地方自治法及び地方公務員法に基づき設置。
現状の周辺環境	H17年度から勤務条件に関する措置要求や不利益処分に関する審査請求の事案以外に職員の苦情相談に関する事務が加わっている。H28年度からは再就職者による依頼等の届出に関する事務が加わった。令和2年度から会計年度任用職員制度導入により、会計年度任用職員は公平委員会に対する措置要求、審査請求等ができることとなった。
今後の予想される周辺環境	

**【事業の評価】**

<b>【目的妥当性評価】 1. 市の関与（税金支出）</b>		
評価	A	妥当である 法律に定められた業務である。
<b>【目的妥当性評価】 2. 事務事業の目的（対象・意図）</b>		
評価	A	妥当である 法律に定められた業務である。
<b>【目的妥当性評価】 3. 事務事業の目標（活動指標等）</b>		
評価	A	妥当である 法律に定められた職員からの措置要求等に対応するため、必要である。
<b>【有効性評価】 4. 計画の実施状況</b>		
評価	A	実施できた
<b>【有効性評価】 5. 事務事業の目標（活動指標等）の達成度</b>		
評価	A	達成できた
<b>【有効性評価】 6. 上位施策への貢献度</b>		
評価	A	貢献できた
<b>【有効性評価】 7. 事業成果の向上へのさらなる取組み</b>		
評価	B	向上余地が考えられる（中小程度） 公平委員会を設置している県内各市において、県内市町による事務の共同処理等が検討されているが、事務費負担金の問題や事案が発生した場合の事務処理の方法等、十分な検討が必要である。
<b>【効率性評価】 8. 投入経費（コスト）削減へのさらなる取組み</b>		
評価	A	削減余地はない
<b>【効率性評価】 9. 類似事業との統合・代替の検討</b>		
評価	A	類似事業はない
<b>【効率性評価】 10. これまでの実施手段</b>		
評価	A	最適である

<b>【総合評価】</b>		
評価	A	公平委員会は、地方自治法及び地方公務員法に基づき、職員の利益保護のための中立的かつ専門的機関であり、今後もそのための業務を継続して遂行していく必要がある。

**【改革案】**

<b>今後の実施方向性</b> 維持 公平委員会は、法に基づき、今後も職員の利益保護のため中立的かつ専門的な機関として業務を遂行していく必要があり、そのための方策を講じていくことが大切である。	<b>期待効果</b>			
	<b>成果</b>	<b>コスト</b>		
		削減	維持	増大
	上昇	維持	縮小	
		○		
<b>改革効果（どのような効果が期待できるか）</b>				